

草津市住生活基本計画等について

草津市住生活基本計画

- ・ 「住生活基本計画」とは、国民の住生活の安定確保と向上促進に関する施策の推進を目的とする住生活基本法（平成18年施行）に基づいた、住宅・住環境に係る施策のマスタープランです。
- ・ 全国計画および都道府県計画は法定計画であり、平成18年に策定された後、5年毎に計画の見直しがされています。最近では、令和3～4年度に見直しが行われ、10年後を見据えた新たな計画が定められました。
- ・ 草津市では、平成11年3月に「草津市住宅マスタープラン」を策定し、平成24年3月の見直しを経て、これに基づく住宅施策を展開してきました。
- ・ また、令和3年に上位計画である「第6次草津市総合計画」が策定され、将来ビジョンとして「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を掲げ、全市をあげて取組を進めているところです。
- ・ この度、これらの上位計画の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、10年後の草津市の住宅・住環境を見据えた「草津市住生活基本計画」を新たに策定します。

<現計画の基本理念等>

- ・ 基本理念 人に“やさしく”、“つながり”を育む、“うるおい”ある
ふるさとの住まいづくり
- ・ 基本目標
 - ①安全・安心に暮らせる住宅・住環境を形成します
 - ②多様なニーズに対応できる住宅・住環境を形成します
 - ③良質で長く住める住宅ストックを形成します

草津市空き家等対策計画

- 「空き家等対策計画」とは、適正に管理されない空家等が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること等を背景に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年施行）に基づく空き家対策を総合的に推進するための計画です。
- 国が定めた基本方針に即して、市町村が定めることができる計画として、平成29年3月に「草津市空き家等対策計画」を策定しました。
- 草津市では、将来的な人口減少や世帯数の減少による空き家等の増加が見込まれることから、空き家等の発生抑制や利活用の促進等の更なる対策を構築するために「草津市空き家等対策計画」を改定します。

＜現計画の基本方針＞

基本方針 1

戸建空家等の発生抑制

基本方針 2

戸建空家等の適切な管理の促進

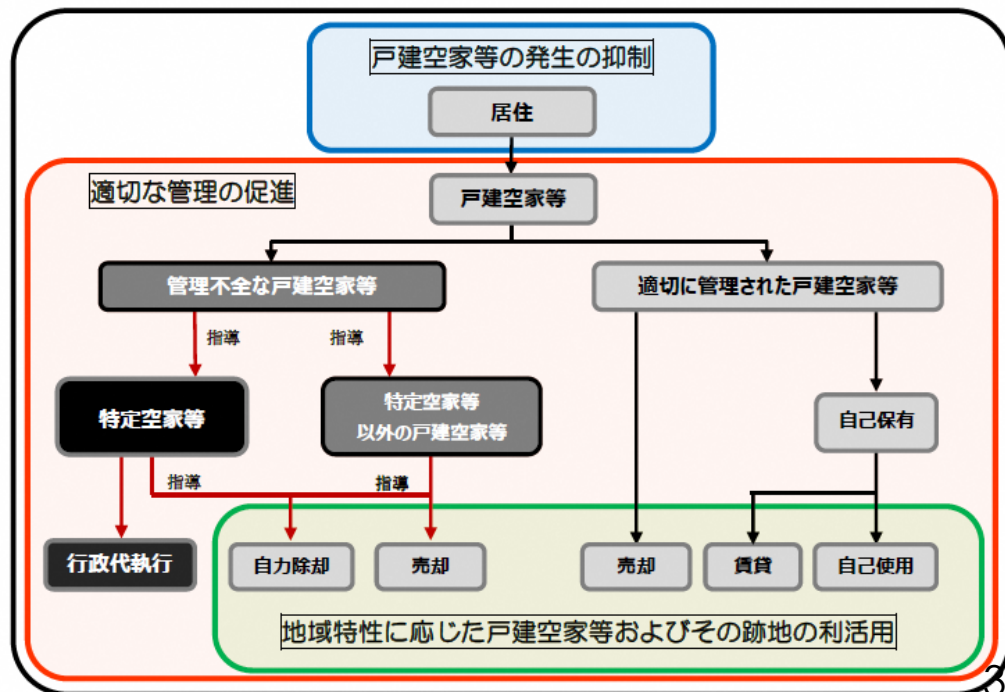
基本方針 3

地域特性に応じた戸建空家等およびその跡地の利活用の促進

基本方針 4

所有者等、行政、地域その他の団体・事業者等の協働

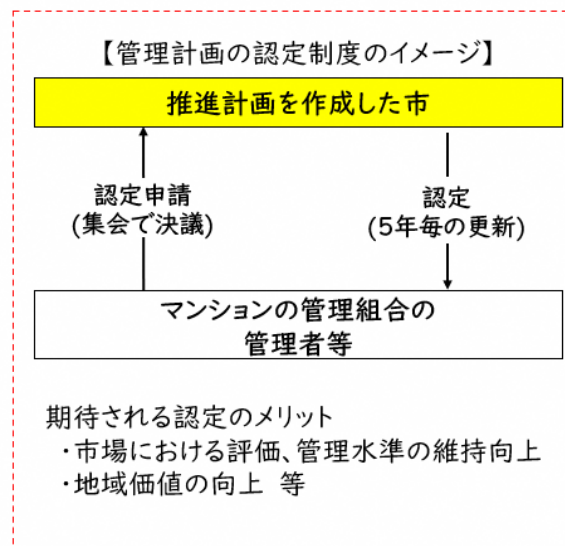
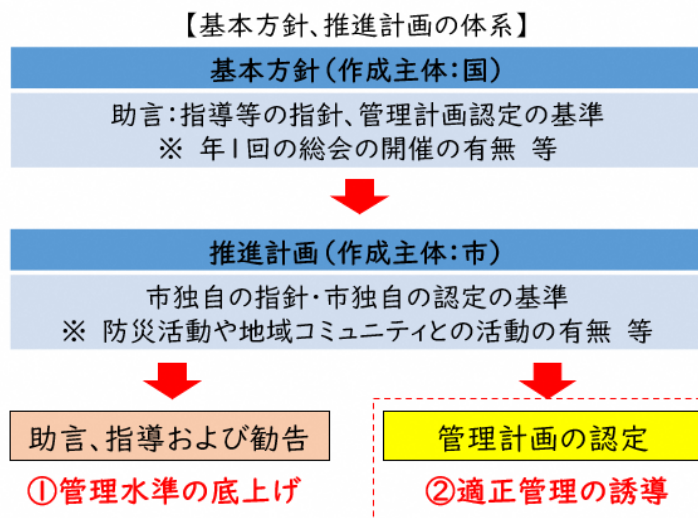
＜現計画における戸建空家等対策の体系イメージ＞



草津市マンション管理適正化推進計画

- 「マンション管理適正化推進計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（令和2年改正）の改正により新たに位置付けられたマンションの適正管理を推進するための計画です。
- 国が定めた基本方針に即して、市町村が計画を定めることができます。また、計画を定めることにより、市が適正な管理を行うマンションを認定できるようになります。（マンション管理計画認定制度）
- 令和2年度末時点における本県の分譲マンション数500棟に対し、本市にはその約17%を占める85棟が立地しています。また、本市における持ち家に占める共同住宅の割合は23%（平成30年住宅・土地統計調査）と高い水準で、分譲マンションは草津市の住まいのなかでも大きなウェイトを占めています。
- 本市のマンションの維持管理水準の向上および管理状況が市場で評価される環境整備を行うため、「マンション管理適正化推進計画」を新たに策定します。

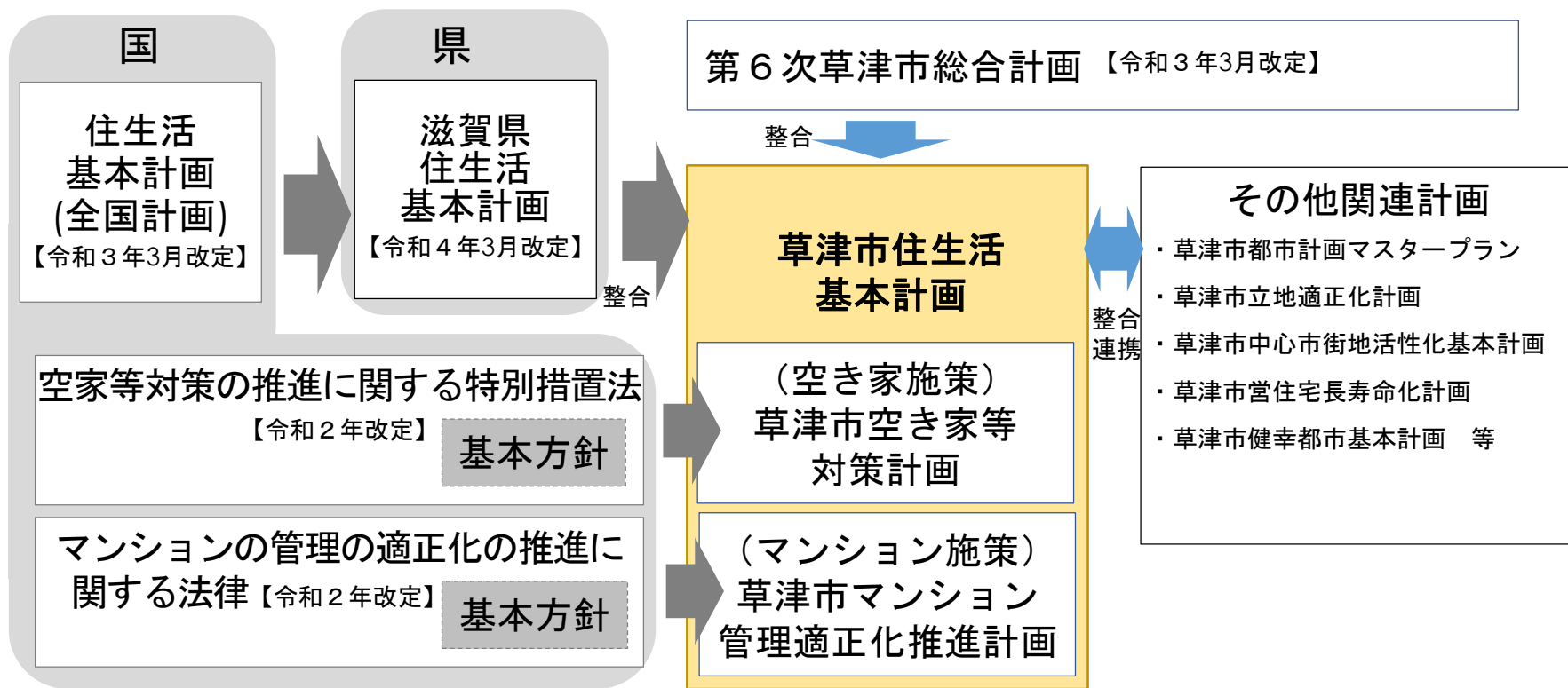
マンション管理適正化推進計画策定の意義



計画策定・改定の枠組み

- 今回の計画の策定・改定にあたっては、市の住宅関連施策を効果的に推進していくため、**「草津市住生活基本計画」の関連計画として「草津市空き家等対策計画」および「草津市マンション管理適正化推進計画」を位置付け、一体計画として策定**します。

<計画の位置づけ>



策定スケジュール

- 令和5年度末の計画策定・公表を目指して、令和4年度中に計画の大枠を示した計画骨子の作成を目指します。

策定スケジュール

